

老犬介護グッズレンタル契約書

貸主（以下「甲」という）と 借主（以下「乙」という）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、次のとおり契を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、レンタル品明細（以下「レンタル明細」という）に記載する老犬介護グッズ（以下「レンタル品」という）を貸借し、乙はこれを賃借する。

第2条（レンタル期間）

- レンタル期間は、レンタル明細記載の期間とし、甲がレンタル契約書を発行した日から1年間とする。
- レンタル期間は、甲と乙の協議により延長、または短縮することも可能とする。ただし、甲がそれ相応の理由と認めない場合は、乙はレンタル品を速やかに返還するものとする。

第3条（レンタル料金）

レンタル料金は無料とする。ただし、納入にかかる送料は乙が負担するものとする。

第4条（引渡し）

- 甲は乙に対し、レンタル品をレンタル契約開始時に引渡し、乙はレンタル品をレンタル契約終了時に返還する。
- 本契約の締結後に、乙がレンタル品の受け取りを拒否した際は、甲は乙に往路分の運賃を請求し、乙は甲に対して運賃を支払わなければならない。

第5条（善管注意義務、禁止事項）

乙は、レンタル品を善良な管理者の注意をもって使用管理し、レンタル品を譲渡、転貸、担保提供、その他一切の処分をしてはならない。

第6条（維持管理費）

- レンタル期間中における、レンタル品の使用に関して必要となる消耗品等の費用については、乙が負担する。
- レンタル期間中にレンタル品が故障等した場合の修理費用は、乙が負担する。

第7条（レンタル品の滅失、毀損）

レンタル品が、乙の故意または過失により滅失、盗難、又は損傷して利用不能となったときは、乙は甲に対し、損害賠償金を支払わなければならない。この場合には、その支払がなされた時点で本契約は終了する。

老犬介護グッズレンタル契約書

第8条（個人情報）

- 甲は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報のうち、レンタル契約に際して乙より取扱いを委託された個人情報を第三者に漏洩してはならない。
- 乙は、個人情報を甲に提示する際にはその旨明示するものとする。
- 甲は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 甲は、個人情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に乙から書面による承諾を受けるものとする。
- 本契約の終了後、甲は、遅滞なく、個人情報を処分等の措置を講ずるものとする。
- 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

第9条（契約解除）

乙が本契約に違反したときは、甲は催告通知を要せず契約を解除でき、乙は直ちにレンタル品を甲に返還するものとする。また、レンタル品が返還されない場合、甲は損害を乙に請求できるものとする。

第10条（公正証書）

乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときには強制執行を受けても異議がないことを承諾のうえ、甲から請求あり次第、乙の負担で本契約を公正証書とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争解決につき、甲の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するものとして本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
氏名 印

(乙) 住所
氏名 印

老犬介護グッズレンタル契約書

レンタル明細

	レンタル品名	数量	期間	備考
1			～	
2			～	
3			～	
4			～	